

令和5年度 保育施設入園のご案内

◆申込み方法 ※郵送申請にご協力ください

持参する場合は、あらかじめ支給認定申請書兼入園申込書と児童調査票に必要事項を記入し、添付書類、印章（はんこ）、個人番号カード（無い場合は、通知カードと運転免許書・パスポート等）をお持ちください。

- 年齢は全て令和5年4月1日現在で記入してください。
- 「利用を希望する施設名」の欄は、通うことが出来る施設を可能な限り記入してください。

原則として、記入された施設のみで入園調整を行います。

- 「子どもと同居の家族」の欄は、保護者だけでなく同居の方（世帯分離含む）全員を記入してください。
- 「祖父母の状況」の欄は、祖父母と同居していない場合でもご記入ください。
- 押印欄等の記載漏れに十分注意してください。

◆必要書類等

- (1) 支給認定申請書兼入園申込書
- (2) 児童調査票
- (3) 保育を必要とする事由を証明する書類（以下の表で該当するもの）

	書類が必要な方	提出書類	備考
保護者 (父・母)	働いている(月64時間以上) →自営業や在宅勤務以外	・就労証明書	育児休業中の方は、入園後、その月内に職場復帰していただく必要があります。
	働いている(月64時間以上) →自営業や在宅勤務 (自営業者、自営協力者、農業従事者、内職、在宅勤務、親族(三親等内)が経営する会社)	・就労証明書及び就労状況申告書 ・実績確認ができる資料(確定申告書の写し、個人事業の開業届書の写し、履歴事項全部証明書(商業・法人登記簿謄本)等) ・雇用保険被保険者証の写し(加入者のみ)	会社形態が株式会社の場合または代表者が三親等以外であれば実績確認ができる資料は不要です。
	病気又は障がいがある	・傷病に関する申立書	医師による証明が必要です。
	同居又は長期入院等の親族の看護・介護	・看護・介護に関する申立書	医師による証明が必要です。
	出産前後(2か月)	・母子健康手帳の写し	表紙と出産予定日のわかる頁
	就学中	・在学証明書と時間割	
	求職中	・求職活動申告書	<u>入園後3か月以内に就労が確認できない場合、退園になります。</u>

※就労証明書は必ず雇用主・事業主が記入し、就労状況申告書は就労者本人が記入してください。不備がある場合は再提出していただきます。また、就労実態について職員が調査することがあります。

- (4) その他の書類（下記に該当する方は必ず提出してください。）

対象者	提出書類
ひとり親家庭	・お子さん及び保護者の健康保険被保険者証(保険証)の写し
同居世帯員に障害者手帳や療育手帳の交付を受けている方がいるご家庭	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し ・療育手帳の写し
申請時点で市外に住民票がある保護者	・令和4年度(令和3年分)市町村民税課税・非課税証明書 ・令和5年度(令和4年分)市町村民税課税・非課税証明書 ※申請時期が7月以降であれば添付

◆保育施設一覧表

No.	保育施設名	所在地	電話番号	保育開始年齢	土曜保育 (13時以降)	送迎バス	一時保育	地域子育て支援センター
公1	久保保育園	台2-15-16	52-0006	2か月	○			
公2	上湯江保育園	※新規入園受付なし						
公3	常代保育園	※新規入園受付なし						
公4	中保育園	中島252-1	32-2198	10か月	○		○	
公5	小糸保育園	大井戸467-2	32-3716	2か月		▲※		
公6	清和保育園	※小糸保育園での合同保育を実施しています。 入園を希望する場合は「小糸保育園」と記入ください。						
公7	小櫃保育園	末吉437-1	35-2101	2か月	○	○		○
公8	かずさあけぼの保育園	広岡955-3	29-2061	10か月		○	○	
私1	君津保育園	高坂1-11	52-0209	2か月	○			○
私2	宮下どろんこ保育園	宮下2-25-1	32-1261	生後57日	○		○	○
私3	ウェルネス保育園 君津	中野35-8	32-1150	6か月	○			
私4	AIAI NURSERY 君津	北子安5-1-8	32-1416	6か月	○			
私5	スクルドエンジェル保育園 もくし園	壱師4-7-3	32-1973	2か月	○			
私6	内箕輪どろんこ保育園	南子安9-16(以下未定)	未定	生後57日	○		○	○
私7	コスモスの丘南子安保育園	南子安5-9-1	未定	生後57日	○		○	
小私	スキップ小規模保育園	中野5-11-15	32-1032	2か月	○			
小私	サンライズキッズ保育園 君津園	東坂田1-5-10 メディックビル2F	050-5807- 2295	2か月	○		○	
小私	スクルドエンジェル保育園 南久保園	南久保2-14-5 富士フーストビル3F	29-6908	2か月	○			
小私	つばさ保育園	郡2-9-11	77-9292	2か月	○			
公こ1	人見こども園	人-見4-11-28	52-2682	2か月	○		○	
私こ1	美和幼稚園	西坂田2-12-15	52-7128	10か月		○		
私こ2	清和大学附属八重原幼稚園	南子安1377	52-1328	3歳児 クラス		○		

◎久保・上湯江・常代保育園は令和6年度より新設園に統合予定です。

◎中・小糸保育園は今後統合を予定しています。

▲※小糸保育園の送迎バスは清和方面のみへの運行となります。

◎最左欄に「小私」と記載のある施設は、2歳児までを対象とした小規模保育事業です。3歳児クラスになるときには他園への転園を行います。

◎最左欄に「公こ」または「私こ」と記載のある施設は、認定こども園です。こども園は、幼稚園と保育園の機能や特性を併せもった施設です。

幼稚園枠（1号）での入園を希望するときには、施設ごとに入園料や保育料の額及び入園願書の手続き等が異なりますので、詳細は各施設に直接お問合せください。

保育園枠（2号、3号）での入園を希望するときには、対象や申請要件等、保育園への入園申請と同じ手続きが必要になりますので、保育園の入園に関する項目をご確認ください。

令和5年4月の入園申込み受付

◆受付日程 ※郵送申請にご協力ください。

4月入園調整に限り、第1次受付の方から優先して入園先の調整を行います。

第1次受付：令和4年11月 1日（火）から令和4年11月15日（火）（保育課窓口で受付）

第2次受付：令和4年11月16日（水）から令和4年12月28日（水）（保育課窓口で受付）

第3次受付：令和5年 1月 4日（水）から令和5年 1月31日（火）（保育課窓口で受付）

※保育施設への入園を希望するお子さんの健康状態等確認のため面談を行います。申請書提出時に日時等の案内をします。

※市外の施設を希望する場合は申請期限や提出書類が異なりますので、事前に確認のうえ申し込んでください。

《注意事項》

- ・不足書類の提出や不備があった書類の修正についても締切日必着ですので、余裕を持って提出ください。
- ・申請書類は届いた順に確認し、不足・不備がある場合は郵送等で連絡しますが、時間がかかる場合があります。
- ・郵送事故については責任を負いかねます。

● 郵送での提出先

〒299-1192 君津市久保二丁目13番1号

君津市健康子ども部保育課 保育園等入園調整担当

人見こども園（幼稚園枠）の受付 ※別途「利用申込のご案内」を確認のうえ、お申込みください。

日 時：11月4日（金）9時30分から11時30分

場 所：人見こども園 職員室

その他：面接も行いますので、お子さんと一緒にお越しください。お越しいただくのが難しい場合は、事前に園へご連絡ください。なお、複数回面接を実施する場合があります。

他の幼稚園や認定こども園（幼稚園枠）にお申込みを希望の方

希望施設に直接お申込みください。申請時期や必要書類等についても施設にご確認ください。

年度途中（5月以降）の入園申込み受付

受付期限：入園希望月の前月15日まで（15日が土日祝日の場合は、その前の開庁日）

提出方法：郵送または保育課窓口で受付

※市外施設を希望する場合は申請期限や提出書類が異なりますので、事前に確認のうえ申し込んでください。

《注意事項》

- ・不足書類の提出や不備があった書類の修正についても締切日必着ですので、余裕を持って提出ください。
- ・申請書類は届いた順に確認し、不足・不備がある場合は郵送等で連絡しますが、時間がかかる場合があります。
- ・郵送事故については責任を負いかねます。

● 郵送での提出先

〒299-1192 君津市久保二丁目13番1号

君津市健康子ども部保育課 保育施設入園調整担当

◆支給認定

入園申請書類を元に、市がお子さんの保育の必要性の有無や必要量について認定を行います。

【支給認定の種類】

保育の必要性に応じて以下の種類の認定を行います。

1号認定	教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合 【利用先】幼稚園、認定こども園（幼稚園枠）
2号認定	<u>満3歳以上</u> ・保育認定	お子さんが満3歳以上で、保護者の就労状況などにより、施設などでの保育を必要とする場合 【利用先】保育園、認定こども園（保育園枠）
3号認定	<u>満3歳未満</u> ・保育認定	お子さんが満3歳未満で、保護者の就労状況などにより、施設などでの保育を必要とする場合 【利用先】 保育園、認定こども園（保育園枠）、地域型保育事業

【保育の必要量に応じた区分】

保護者の保育を必要とする事由によって、保育の必要量（保育を利用できる時間）が定められ、11時間の利用を上限とする「保育標準時間」と8時間の利用を上限とする「保育短時間」に区分されます。利用可能時間を超えて保育を受ける場合には、別途申請のうえ、時間外保育を利用することができますが、認定を受けた保育時間内での送迎が可能な場合や利用希望が多数ある場合は、お断りすることがあります。

「保育標準時間」利用	▶ フルタイム就労を想定した利用時間	概ね月120時間以上 (一日最長11時間)
「保育短時間」利用	▶ パートタイム就労を想定した利用時間	概ね月120時間未満 (一日最長8時間)

【保育標準時間と認められるとき】

- ・就労や就学等の要件であり、勤務時間等の都合により保育短時間での認定が不相当と認められるとき。

【保育短時間と認められるとき】

- ・求職活動要件のとき。または、就労等の要件で勤務時間が月120時間未満で通勤時間も含まれ保育短時間での利用が相当と認められるとき。

【保育時間】

<標準時間の場合>

	7:00	8:30		16:30	18:00	19:00
月～金	(要申請)	平常保育	(要申請)	時間外保育		
土	(要申請)	土曜保育		土曜延長保育		

<短時間の場合>

	7:00	8:30	12:00	16:30	19:00
月～金	時間外保育	平常保育		時間外保育	
土	時間外保育	土曜保育		土曜延長保育	

※上記は公立施設の保育時間（民間園については別途ご確認ください。）

※土曜日は、久保・中・小櫃・人見のみ19:00まで、その他の園は13:00まで

問合せ先 君津市健康こども部保育課：0439-56-1184